ガスタービンを原動力とする発電設備	［略］	［略］	［略］ 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［略］
内燃機関を原動力とする発電設備	［略］	［略］	［略］ 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［略］
無停電電源装置	1　無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数及び主要寸法（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　［略］	［略］	［略］ 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［略］
電力貯蔵装置	1　電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　［略］	［略］	［略］ 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［略］

ガスタービンを原動力とする発電設備	［同上］	［同上］	［同上］ 第百六条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［同上］
内燃機関を原動力とする発電設備	［同上］	［同上］	［同上］ 第百六条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［同上］
無停電電源装置	1　無停電電源装置の種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　［同上］	［同上］	［同上］ 第百六条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［同上］
電力貯蔵装置	1　電力貯蔵装置の種類、容量、電圧、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2　［同上］	［同上］	［同上］ 第百六条の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。